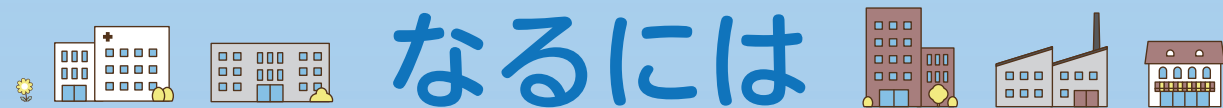


多様で柔軟な働き方・ 女性活躍実践企業に



なるには

対 象

県内に事業所又は活動拠点を有し、事業活動を行う企業、法人、団体
また、次のいずれにも該当すること。

- 労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の関係法令に違反する重大な事実が過去3か年以内でないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団ではないこと及びそれと関係を有していないこと。

※認定については企業、法人、団体を対象としていますので、
事業所(支店)単位での申請はできません。法人単位で申請していただきます。

手 続 き

①「申請書」で認定項目の達成状況を確認。

- 「申請書」に記載の認定項目の達成状況を確認。
- 認定要件を満たしている場合、申請することができます。

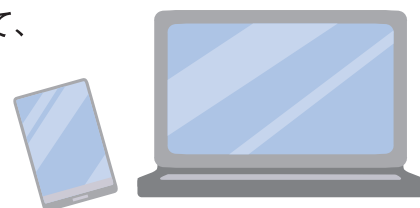
②「申請書」に必要事項を記入し(公財)新潟県女性財団に提出。

- 「申請書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、
(公財)新潟県女性財団に電子メールで提出。

※提出書類の詳細は、新潟県ホームページをご参照ください。

多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業

検 索



審査・認定

県で審査し、認定企業に対し認定証を発行します。

令和7年度の取り扱い

- ◎令和7年10月から認定を開始します。
- ◎申請は令和7年4月から随時受け付けます

申請・お問い合わせ先

公益財団法人 新潟県女性財団 (県事業受託団体)

〒950-0994 新潟県新潟市中央区上所2丁目2-2新潟ユニゾンプラザ2階

TEL:025-285-6610 FAX:025-285-6630

E-mail nintei-jimukyoku@npwf.jp 申請様式等は県ホームページをご覧ください。



(新潟県ホームページ)

県 担 当

新潟県知事政策局政策企画課男女平等・共同参画推進室



新潟県

新潟県

多様で柔軟な働き方・ 女性活躍実践企業に

なりませんか？



県では、令和7年度に「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度」を創設し、10月
から認定(4月より随時申請受付)を開始します。

多様で柔軟な働き方の推進や、仕事と家庭・その他の活動の両立支援、女性の登用・育成などに
積極的に取り組む企業を「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業」として認定し、認定企
業の皆様の取組を支援してまいります。

多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業について

本制度は、多様で柔軟な働き方の推進や、仕事と家庭・その他の活動の両立支援、女性の登用・育成などに関する12項目(常時雇用する従業員が100人以下の企業等は14項目)の認定項目を設けています。これらの認定項目の達成状況に応じた2段階の認定区分により企業認定することとしています。

認定区分

多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業

- ◎認定項目①～③の12項目中(※)3項目以上を満たす企業等
※常時雇用する従業員が100人以下の企業等は①～④の14項目

多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業(ゴールド認定)

- 以下について該当すること
- ◎認定項目①～③の12項目中(※)6項目以上を満たす企業等
※常時雇用する従業員が100人以下の企業等は①～④の14項目
 - ◎認定項目①～③それぞれで1項目以上該当
 - ◎認定項目(12項目又は14項目)全ての実施状況の申請
 - ◎基準を満たした項目の公表について同意



認定項目

認定項目①(4項目)

- ◎男性の育児休業等取得率
- ◎女性の育児休業等取得率
- ◎仕事と育児の両立支援措置の導入
- ◎仕事と育児の両立支援措置の利用

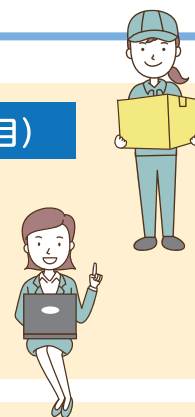


認定項目③(4項目)

- ◎女性の採用
- ◎女性の継続就業
- ◎女性管理職比率
- ◎独自の女性活躍の取組の実施

認定項目②(4項目)

- ◎働きがいの向上
- ◎採用者の離職防止
- ◎時間外労働の縮減
- ◎休暇の取得促進



認定項目④(2項目)

※常時雇用する従業員が100人以下の企業等に限りです。

- ◎一般事業主行動計画の策定・届出(次世代育成支援対策推進法)
- ◎一般事業主行動計画の策定・届出(女性活躍推進法)

認定された企業は認定区分に応じて以下のメリットをご利用いただけます

認定企業のメリット

1	「女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金」を利用できます。 女性の採用や職域の拡大のための取組や職場環境設備整備等に要する経費の補助が受けられます。 【補助上限額・補助率】最大100万円(補助率1/3)
2	「女性が活躍できる職場環境づくり支援事業」が利用できます。 社会保険労務士等のアドバイザーによる伴走型支援が無料で受けられます。
3	新制度ロゴマークが利用できます。 企業PRとしてロゴマークをホームページや会社案内、名刺等へ利用できます。
4	ハローワーク求人票でPRできます。 ハローワークの求人票に実践企業であることを記載できます。
5	一定の条件を満たすと、県が発注する物品調達等の優遇が受けられます。 県で少額随意契約を行う場合、契約の相手方となるよう努めます。また、指名競争入札(物品の購入又は物品の製造の請負契約に限る)を実施する前に、指名業者に追加選定するよう努めます。
6	新潟県建設工事入札参加資格審査の加点要件があります。 一定の要件を満たすと加点対象となります。
7	総合評価方式において認定実績が評価項目となります。 県建設工事で総合評価方式を適用する場合、認定実績が評価項目となります。
8	「魅力ある職場づくり応援資金」が利用できます。 子育て応援や働き方改革に取り組む企業を後押しする県制度融資を利用できます。
9	従業員向け金融商品優遇が受けられます。 従業員が県の連携金融機関の金融商品を利用する場合に優遇が受けられます。

ゴールド認定企業のメリット

※上記1～9に加えて下記のメリットをご利用いただけます。

1	「女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金」を利用できます。 ゴールド認定企業は補助上限額と補助率の優遇が受けられます。 【補助上限額・補助率】最大200万円(補助率1/2)	
2	「女性が活躍できる職場環境づくり支援事業」が利用できます。 企業の参加申し込み多数の場合には、ゴールド認定企業を優先採択します。	
3	「男性の育児休業取得促進助成金」が利用できます。 男性従業員に所定の条件を満たす育児休業等を取得させた場合に助成金が交付されます。 助成額：25万円(1事業者につき1回限り)	
4	「妊娠・出産・子育て関連有給休暇制度利用奨励金」が利用できます。 所定の条件を満たす休暇制度を導入し、利用した場合に奨励金が支給されます。 奨励金額：30万円(1事業者につき1回限り)	
5	採用力向上に向けた専門家派遣の選考要件の一つとして考慮されます。 企業の参加申し込み多数の場合に選考要件の一つとして認定実績が加味されます。	
6	県が主催する就活イベントへの参加の選考要件の一つとして考慮されます。 企業の参加申し込み多数の場合に選考要件の一つとした認定実績が加味されます。	

※メリットの詳細は、新潟県ホームページをご参照ください。

多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業

検索

※ゴールド認定企業のうち、先進的な取組を行っている企業については**知事表彰**や**取組事例集への掲載による情報発信**を行います。